

地方税、地方交付税法等の一部を改正する法律案

[議事録 7/7]

・軽減税率制度導入に伴う地方への影響

軽減税率制度導入に伴う地方への影響分の算出根拠

国が地方への財源補填をするにあたっての考え方地方税の偏在是正

○吉川沙織君

最後に、軽減税率制度について伺いたいと思います。政府が導入することとしている消費税の軽減税率制度では、消費税収が約1兆円減収することが見込まれています。そして、これに伴う地方への影響は、全体の減収の30.8%、3,000億円の減少と説明されています。

そこで、まずこの30.8%、3,000億円という数値はどのように算出されているんでしょうか。



○政府参考人(青木信之君)

お答え申し上げます。軽減税率制度につきましては、消費税率の引上げに伴う低所得者への配慮の観点から導入することとしているわけでございます。したがいまして、導入に伴う地方の減収分は消費税率引上げ分の5%との関係において検討されるべきものというふうに考えております。

この引上げ分5%の国、地方の割合は、今御指摘いただきましたように、国が69.2%、地方が30.8%でありますので、導入に伴う減収全体のこの30.8%について地方として財源確保しなければならないと考えておるところでございます。

○吉川沙織君

よく分からぬ答弁だったんですが、この減収額1兆円について政府・与党は、平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより安定的な恒久財源を確保すること等とされています。ここでいう歳入及び歳出における法制上の措置等とは国における歳入及び歳出であって、減収額の穴埋めをするために地方の税財源を利用したり地方に歳出削減を迫ったりするということは含まれていないということで間違いないでしょうか。

国が国の歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより財源を確保し、これにより地方財政の影響分 3,000 億円を補填するということを財務省と総務省に伺います。

○政府参考人(井上裕之君)

御指摘の点ですけれども、まさに平成 28 年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置を講ずるということで、同時に社会保障と税の一体改革の原点に立って安定的な恒久財源を確保するというふうにされてございます。

現段階で具体的な内容が念頭にあるわけではございませんけれども、社会保障・税の一体改革の原点に立ってしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○政府参考人(青木信之君)

お答え申し上げます。御指摘の点につきましては、全国知事会からも、減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることから、代替財源等に確実に措置するなど、地方財政に影響を与えないようにしていただきたいと、かなり強い意見もいただいているところでございます。

今後、税制改正法案の規定に沿って、国と地方全体で安定的な社会保障財源の確保を図るために検討していくかなければならないと考えております。

○吉川沙織君

平成 27 年 12 月 15 日、総務大臣閣議後記者会見の概要の中でも、それから、それぞれ答弁の中でも安定



的な恒久財源ということがよく言われます。

財務省の審議官に伺います。安定的な恒久財源とは何ですか。

○政府参考人(井上裕之君)

お答え申し上げます。まさに、この社会保障と税の一体改革の原点に立ったきちんとした安定的な財源ということでございまして、これから歳入及び歳出面のしっかりとした検討

で確保するものでございます。

○吉川沙織君

財務省のパンフレット、「もっと知りたい税のこと」では、所得税、法人税の税収は景気動向に左右されやすいとされています。所得税、法人税は安定的な恒久財源にはなり得ないという理解でよろしいですか。

○政府参考人(井上裕之君)

繰り返しになって恐縮でございます。現時点において、特定の具体的な内容が念頭にあるわけではございません。まさに、歳入、歳出全体についてしっかり検討してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君

今、歳入、歳出の両方からという御答弁でございましたが、では、歳入の点から安定的な恒久財源となり得る税をお示しいただけませんか。

○政府参考人(井上裕之君)

大変繰り返しになって恐縮でございます。具体的な税目が、現在これというものが念頭にあるわけではございません。しっかりと検討してまいりたいと考えております。



○吉川沙織君

いずれにしても、消費税率が上がつて軽減税率制度が導入されれば、実際、国にも地方にも減収が出てします。国が地方への影響分を財源補填するに当たって、どのような形で行うのが望ましいのかということもこれ今後論点になってくると考えられます。つまり、地方交付税で補填するのであればこれは不交付団体には交付されないということになりますし、税源移譲をするなれば偏在性をどう考えるのかという問題が出てくることになります。そこで、三位一体改革の際に創設された所得譲与税のように、一定の客観的基準により不交付団体も含めて国から地方へ財源移転するという方法も考えられるところです。

いずれにしても、今の段階で安定的な恒久財源もどこに落ちているか分からないような状況ですから、現時点で答弁を期待していませんが、せめて基本的な方向性や留意点などとしてどのようなものが想定されているのか、総務省と財務省に伺います。

○政府参考人(青木信之君)

繰り返しになって恐縮でございますけれども、この税制改正法案に規定されている内容を踏まえまして、国と地方で安定的な社会保障財源の確保をしていくということに尽きるだろうというふうに思っております。以上でございます。

○政府参考人(井上裕之君)

ただいま総務省から御答弁があったとおりでございます。

○吉川沙織君

いずれにしても、今回、消費税を上げるということ、それから、4年前の税制抜本改革法案の審議の際に消費税率を上げることを決めたのは、これは社会保障に使うということで初めて消費税を目的税化して、これを、いろんな思いありました。我が党は、それがきっかけで党が分裂して多くの仲間が出ていったというようなこともございました。それでも、国民、子供からお年寄りまでひとしく税負担をお願いして、その分社会保障財源に回すという、こういうつらい思いをしながら決めたわけです。

ですので、減収が出るのであれば、それはしっかりと補填すべきですし、この減収分、本来であれば、それをどこから持ってくるかではなくて、それが実現するのは標準税率を上げるときだけではないかと思いますが、これらの点につきましては今後引き続き質疑の場でただしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。